

市原健康福祉センター運営協議会傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、事務局の指定する方法により受付を済ませ、協議会の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴を希望される方で点字資料、手話通訳、要約筆記、車いす等の配慮が必要な方は、原則として会議開催の14日前（土・日・祝日を除く）までに事務局までお申出ください。
※電話、メール、FAX等により申出を受け付けます。その他、受付方法に配慮が必要な場合には、別途御相談ください。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 不必要な飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に事務局の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 Zoom 会議への参加について

- (1) 委員等と区別するため、会議参加時に表示名を「傍聴者」としてください（氏名や所属を表示する必要はありません）。
- (2) 報道機関の方は、表示名を「(傍聴) 報道機関名」としてください。
(例) 「(傍聴) ●●新聞」
- (3) 会議中はマイク及びカメラをオフにし、チャットやリアクション等の機能も使用しないでください。

4 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくこと、又は Zoom の接続を事務局が止めることがあります。

附 則 この要領は、平成19年8月29日から施行する。

附 則 この要領は、令和5年1月4日から施行する。

附 則 この要領は、令和6年2月7日から施行する。

附 則 この要領は、令和6年11月29日から施行する。